

坂口安吾の戦後天皇論(2) : 安吾における<始まり>をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 五味渕, 典嗣 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1336

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



坂口安吾の戦後天皇論 (2)

——安吾における〈始まり〉をめぐる——

五味 渇 典 嗣

1 はじめに——二つの「墮落論」

坂口安吾の〈天皇(制)論〉と言えばまず「墮落論」の名が挙がるが、安吾は、このタイトルで二つの文章を公にしている。一つは、有名な『新潮』一九四六年四月号に発表されたもの。もう一つは、現在「統墮落論」と呼ばれている、『文学季刊』一九四六年二月月号に発表されたテクストである。¹⁾

従来、この二つの文章が別々に取り上げられることはほとんどなかった。例えば、近年の坂口安吾にかかわる議論の水準を示す二つの事典『作品論の誘い 無頼派を読む』(一九九八・一)・『坂口安吾事典(作品編)』(二〇〇一・九)に「墮落論」の項目はあるが、「統墮落論」のそれはない。管見の限りでは、「統墮落論」だけを論じた文章も見当たらない。むしろ、それなりの理由はある。そもそも「墮落論」自体、原理的省察と社会・政治情勢に対する批判とが混在する、すぐれて凝縮的な思考の産物である。そのため、この時期に多数執筆された小説ともエッセイとも見定めがたい一群のテクストを積極的に参照しながら、安吾の思考総体を問題にする、という構えが一般的だったのである。だが、その裏返し

として、個々の文章に向かう繊細なまなざしが欠けていたことは否めない。例えば、先行する議論の中で「墮落論」「統墮落論」の関係に言及したものとして、神谷忠孝の見解がある。神谷は、「統墮落論」の執筆を「墮落論」に対し民主主義文学の立場から「安吾の反進歩主義を指摘」する批判が出たことへの応答と考えているが、その具体的な根拠は示していない。⁽²⁾城殿智行は、柄谷行人の「墮落論」観は「墮落論」にみられた警句的な表現の多義性を捨て、「墮落」がもたらす意義を「より直截に語つ」た「統墮落論」の方に近い、という重要な指摘をするが、それ以上の言及はない。⁽³⁾

しかし、この二つのテキストの論点と語り方には、無視できない懸隔がある。特に「統墮落論」は、「敗戦後国民の道義頹廢せりというのだが、然らば戦前の「健全」なる道義に復することが望まじきことなりや、賀すべきことなりや、私は最も然らずと思う」と、話者としての立ち位置を明示する書き出しに始まり、「日本国民諸君、私は諸君に日本人、及び日本自体の墮落を叫ぶ」という積極的な呼びかけ、そして「未亡人は恋愛し地獄へ落ちよ。復員軍人は闇屋となれ」「道義頹廢、混乱せよ。血を流し、毒にまみれよ」という鬼気迫る呪詛にも似た言葉など、ひどく切迫した調子に貫かれている。主題的には明らかに共通する二つのエッセイの間に、いったい何があったのか。この問いは、安吾がなぜ「墮落論」を再度書いたのか、という問題にも接続しよう。

そこで本稿は、この二つのテキストを隔てる八ヶ月という時間に介入を試みる。本稿は決して「墮落論」論ではないし、安吾の思考の内実や現代的な可能性を論じるわけでもない。わたしが注目するのは、一九四六年という歴史的な時点を生きた坂口安吾の批評家としての一面である。それは何ほどか、安吾という多面体が見せる表情の一つを考えることにはなるだろう。この二つのテキストが、どんな同時代の文脈と・どのように相関していたかを掘り起こすことで、敗戦後の彼の活動を考える補助線を引いてみたいと思う。

2 坂口安吾と丸山真男

政治学者の永井陽之助は、「秩序と人間という主題」を問うた「戦後日本の思想の原点を形成した記念碑的な論文」として、丸山真男「超国家主義の論理と心理」(『世界』一九四六・五)と「墮落論」⁽⁴⁾とを挙げている。一九六〇年代末の世界的な学生運動の高揚と「全体主義体制」との連繋を考えようとした永井の論点は、丸山に「知識人や政治的中間層の次元での、旧体制イデオロギーの全面的な批判」を、安吾に「個人状況の独自性そのものに居する庶民の立場からの体制批判」を読み取ることにある。むろん、この二分法はいささか単純に過ぎるにしても、「墮落論」と「超国家主義の論理と心理」とを対照させる発想それ自体は決定的に重要だ。というのも、この二つのエッセイの初出本文には、それぞれ、摺筆日と思しき日付が刻まれている。「墮落論」が「一九四六・三・一七」、「超国家主義の論理と心理」が「一九四六・三・二二」。このことは、二つのテクストが並行して書かれたことだけを意味しない。先立つ三月六日、政府提出の憲法改正草案が発表され、翌日付の新聞各紙に全文が大きく報道されている(三月七日付『毎日新聞』の見出しは「天皇は国民統合の象徴 永久に戦争を抛棄／貫く主権在民の思想」である)。彼らの残した日付を信じるなら、安吾も丸山も、戦争放棄条項と象徴天皇制なる発想を初めて言論の場に乗せた政府草案(以下、三月六日草案)の衝撃の中で執筆していたと推定できるのである。

現在のところ、「墮落論」の構想・執筆の時期について、厳密な考証はなされていない。だが、七北数人は、「墮落論」が「小説は時間がかかるといふ理由で『新潮』に「白痴」に先立って書かれた」ことを教えている。⁽⁵⁾この前後の安吾の爆発的とも言える執筆・発表のペースを考えても、論の構想にそれほど時間がかかったとは考えにくい。

一方、丸山にかんしては、一定の議論の蓄積がある。とりわけ注目すべきは、米谷匡史の考察である。米谷は、「超国

家主義の論理と心理」を一週間足らずで書きあげたという回想——つまり丸山は、〈三月六日草案〉以後にそれを書いたということだ——を手がかりに、丸山が「戦後民主主義の原点を設定」する際に行った、一つの「隠蔽と偽造」を問題化する。丸山自身は、敗戦直後にはいまだに「立憲君主制をよしとする戦前の考え方」を保持していた。そんな彼が「戦中から戦後への決定的な転換」を真に自覚したのは「新憲法草案に触れた時点」だったのである。

「超国家主義の論理と心理」の丸山は、「日本帝国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあった」と高らかに謳って筆を擱く。だがこの見解は、占領軍によって続々と打ち出された敗戦後の諸改革を事後的に発見・追認した上で、その起源を半ば強引に〈八・一五〉へと遡行させたものでしかなかった。「丸山真男における戦後民主主義の〈始まり〉」は、「戦後日本の秩序が形成される過程の枠内で、その終点（三月六日）から出発し、始点（八月一日）へと舞いもどって、その過程をあらためてなぞりなおすものだった」。そこには、与えられた秩序を〈当為〉として引き受けることで、それを〈国民〉に血肉化させていく、という彼なりの意図はあった。だが、丸山は結果として「戦後秩序の形成をめぐる、天皇制の廃止をふくめてさまざまな可能性がひらかれてい」たはずの半年の時間を隠蔽した。⁽⁶⁾まさにそのことが彼を、米日合作の戦後体制にとっての体制内批判者の位置にとどめたのである。

同様のことは、米谷も指摘するように、〈八・一五革命〉説の主唱者・宮沢俊義にもあてはまる。いわゆる政府提出の〈松本乙案〉起草を担当し、それゆえ、いちちやくGHQ草案の内容を知り得る立場にいた宮沢は、政府草案を告知する当日の新聞紙上に、まるで政府を代弁するかのときコメントを寄せている。

従来は天皇の権威は専ら神勅に基くものであって人民の意思に基くものではなかった、その意味でこの草案はわが二千年六百年の歴史における一つの大きな革命を意味するといえるが、実はこの革命はこの憲法改正によってはじめて遂

行せられるものではない、昨年八月十五日わが国はポツダム宣言を受諾したが、その宣言は日本の最終的政治形態は自由に表示せられた人民の意思によって決せられると定めてある、即ちわが国は天皇制をも含めて日本の根本的政治体制を人民の意思によって決することを約束したわけであり実に此時にわが歴史において一つの憲法的革命が行われ人民主権主義がわが国で承認せられたといっているのである

（宮沢俊義「徹底せる平和主義 新日本の大憲章成る」『毎日』一九四六・三・七、傍線は引用者）

この時期の宮沢の立ち位置のブレには、江藤淳の批判をはじめとして、多くの議論がある。松本丞治が委員長をつとめた政府の憲法問題調査委員会から離れ、「敗戦処理」（古閑彰）^①に移っていた宮沢は、「三月六日草案」公表に先立って、「日本は永久に全く軍備をもたぬ国家——そのみが真の平和国家である——として立つていくのだという大方針を確立する覚悟が必要だ」という〈予言〉を書いていた（『憲法改正について』『改造』一九四六・三）。引用した一文でも、「終戦」Ⅱ（八・一五）において「民主革命」がなされたものと見なし、「三月六日草案」はその〈事実〉を「成文的に確立」したに過ぎない、とする論理展開は、彼が（八・一五革命）説のアイディアをすでに整え終えていたことをうかがわせる。もちろん、事前に知り得た情報の質と量という点で、政府部内で憲法修整作業にかかわった宮沢や、東京帝国大学憲法研究会の一員だった丸山と安吾との間には、天と地ほどの開きがある。兄が『新潟日報』専務の職にあったとはいえ、基本的には新聞発表を見るしかソースのなかった安吾の現状認識や展望について云々することはフェアではない。

木下半治「新憲法と戦争権放棄の意義」（『世界文化』一九四六・四）は、文章の末尾に「一九四六・三・一一」という日付を持つ、「三月六日草案」を受けて書かれた早い例の一つである。そこには「三月六日、日本国民は、八・一五以来最大最強のショックを受けた」「政府案一度び出でて、従来、社会党、自由党、その他民間側の諸方面から仰々しく提示されていた諸改正草案が、太陽の前の星の如く、光りと色を失った」という一節が読まれる。それまでに「公私を問わず

諸団体の發表した改正案で、主権の所在について積極的に変更規定せんとするものは尠く、せいぜい主権在國家、乃至は主権は天皇と國民の協同體に在りとする程度の規定を提案するものが大多数であった（高木八尺「憲法改正草案に対する修正私案」『中央公論』一九四六・七）。三月六日草案の公表は、ポツダム宣言にある「日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ」という一節に頼みをかけて、〈國體〉をめぐる名分論に囚われ、帝國憲法の部分的修整で乗り切れるという思い込みさえ瀰漫していた論議の場に決定的なインパクトを与えた。とくに、戦争放棄を書き込んだ第九条の理念的先進性が、「統治形態」をめぐる多くの疑問を覆い隠し、人々に新しい時代の〈始まり〉を強く意識させたことは確實である。おそらくは、安吾「墮落論」も、その影響圏内に属するテクストだと言つてよい。そう考へて読みなおせば、「墮落論」の安吾が、戦中と戦後の「世相」の轉換をあざやかに提示する一方で、具体的な社会・政治情勢にかんしては思ひのほか発言していないことに気づく。

何より「墮落論」は、天皇制の廃止を主張していない。視野を大きくとつて、今度の戦争は「日本を貫く巨大な生物、歴史のぬきさしならぬ意志」によるもので、「日本人は歴史の前ではたゞ運命に従順な子供であつたにすぎない」と論じることが、神谷忠孝が危惧したように「一步まちがえは運命論に流れ歴史をすべて肯定することになつてしまふ」恐れさえある。天皇は「概して何もしておらず、時の権力者によつて「政治的に担ぎだされてくる」だけだ、という有名な見解にしても、戦争犯罪容疑者の起訴と極東國際軍事裁判の開廷を控えたスケジュールを念頭に置けなら、「軍閥」にすべての責任を押し付けて、ヒロヒトの免責と天皇制維持を主張する論理を補強しかねないものだ。

当然ながら、わたしは「墮落論」の坂口安吾が天皇制を擁護した、と言いたいわけではない。彼は、一九四六年三月六日という日付を、そのような具体的な政治課題とは別のレベルの、何か大きな潮流の〈始まり〉と感受したのである。

「天皇もたゞ幻影であるに過ぎず、たゞの人間になるところから真実の天皇の歴史が始まるのかも知れない」と説き、人々がこれまでとは違ふ「自分自身の武士道、自分自身の天皇をあみだす」ためにはまずは「正しく墮ちる」ことが必要だ、

とする安吾があくまで「政治上の改革」と「人間の変化」とを區別して語ったことに注意したい。そして、「墮落論」の結語が「政治による救いなどは上皮だけの愚にもつかない物である」だったことを想起しよう。まさに「統治形態」の變化・変容をどう意味づけるかが重要なアジェンダとして浮上する中で、安吾は、「政治」的な変革だけではすべては解決しない、と主張しているのだ。何かを美しいまままで終わらせることを人為による虚偽として、〈変わることを肯定する。〉「日本は負け、そして武士道は亡びたが、墮落という真実の母胎によって始めて人間が誕生した」と、まるで再生を規定路線のように語る。さらには「人はあらゆる自由を許されたとき、自らの不可解な限定とその不自由に気づくだろう」と預言者のように記しておく――。以上のような「墮落論」の語り方は、安吾なりの〈始まり〉への意識を考慮に入れることで理解できるはずである。

丸山真男も坂口安吾も、敗戦後の出発にあたって、社会制度を支える人間の心理的動因としてのモラルを問題にした。だが、そのこと自体は別に驚くに当たらない。従来 of 権威が崩壊し、政府機能が占領軍の従属下に置かれ、「働けば働き損、供出すれば供出損だと公言」(出隆「虚脱について」『文藝春秋』一九四六・七)されるアノミーの中で、さらなる混乱と無秩序の出来を何より恐怖した支配ブロック側に属する人々が、口々に人間性やモラルを尊重すべしと主張していたからだ。それは確かに、林淑美が示唆するように、戦時下での〈国民〉義務や道徳観念を〈人間〉という一般性の語彙にズラただけで、既存の秩序の維持を狙ったものでしかなかった¹⁰⁾。丸山も安吾もこの点に批判的に介入したと言えるが、その方向性は決定的に異なっている。

「超国家主義の論理と心理」を書いた丸山真男にとって、すでに〈始まり〉は〈八・一五〉から始まっていた。あるいは、そういうことにした。「ラッサール」の「新しき時代の開幕はつねに、既存の現実自体が如何なるものだったかについての意識を闘い取ることの裡に存する」という言葉を引く丸山は、「国民精神の真の変革」「精神の革命」を実現するためにも、機構としての「超国家主義」体制と一体化し、「国民の心的傾向なり行動なり」に作用してきた「心理的強制力」

をこそ対象化せねばならないと論じる。この議論のポイントは、意識レベルでの切断を問題にした点にある。なぜなら、「超国家主義の思想構造乃至心理的基盤」を論理化し・自覚し・乗り越え得たと信じた者たちが、「隷従的境涯」から脱したはずの・「今や始めて自由なる主体となった」はずの「国民」の「政治意識の今日見らるゝ如き低さ」に立ち向かう、という使命感を読み手にプログラムするからだ。

現在から見ても、同時代における丸山の立論の明快さ・明晰さは際立っている。丸山は、再建という〈始まり〉に立ち上ろうとした人々を動機づけることはできたのである。しかし、それはすでに決定的な選択がなされた後の、底上げされた〈始まり〉でしかなかった。「超国家主義の論理と心理」が提示したのは、決して体制変革の道すじではない。啓蒙された「自由なる主体」としての「私」による、いまだ覚醒していない「国民」の精神的・心理的変革という道筋なのである。

3 「墮落論」から「続墮落論」へ

安吾が敗戦を真の出発の契機にすべきと考えるようになったのは、かなり早い時期からのようだ。一九四五年九月に書かれた坂口献吉宛ての書簡には、新瀉の兄に「東京の様子」を知らせるといふ名目以上に、彼の思う〈始まり〉のあるべき姿が印象的に語られている。九月八日付け書簡で「私自身は八月十五日に敗戦の悲哀中の最大慶時という意味の祝意を持ちました」とする安吾は、「最大の眼目」として、次のように訴えている。

混乱、動乱を回避することを之事となし、できるだけ表面の波瀾をさけて一時のまとまりを主眼とするなら、我々は全く大いなる犠牲を払って負けたことが意味をなさぬ。よって我々はこの敗戦を最大の教訓として真に新に、真に

光輝ある出発をなすために、当然起るべき混乱は廻避せず、当然あるべき波濤を率直に迎えて、之を誤魔化すことなく、真実の力を以て一つずつ乗り越えて建設しなければならぬ、ということです。

一〇日後の九月一八日付書簡では、論旨自体は変わらないものの、かなり明確な問題提起として記述されることになる。

事実に於て、現在の宮様内閣では戦争責任の追求が不可能だから当然代らねばならぬもので、又、戦争責任を国内的に追求し裁かなければ新しい建設は在り得ません。その結果として一時は国内的に混乱が起るとしても、之は当然起るべき混乱で之を怖れてはならず、混乱すべきは混乱せしめ、あくまで厳正に、一步もゴマ化さず、底の底まで突きつめて追求し、批判し、裁かねばなりません。「略」戦争責任者の裁きをアメリカにまかせて見物していたのでは真の建設は有り得ず、徒に骨抜の形となって第四等国民となるでしょう。

安吾の予測は、幸か不幸か、半分しか当たらなかつた。敗北を抱きしめた政府中枢のなりふりかまわぬ恭順（と見えた姿勢）が功を奏したか、彼の思い描いた「暴動化」「相当深刻な国内情勢」は実現しなかつた。「日本国民」が「第四等国民」となったか否かには懷疑的な向きもあろうが、「一時のまとまり」を重視して「戦争責任者の裁き」を「国内的」に行わず、「骨抜」になったことは事実であろう。これらの文は私的な書簡での記述ではあるが、安吾が〈三月六日草案〉を人権指令・神道指令・一九四六年年頭詔書と続いた諸変革の一環と見たことの傍証となるはずだ。だが、彼の予測は見事に裏切られることになる。

四月一〇日、新選挙法下初の総選挙が実施され、保守系の自由・進歩両党が議会の第一党・第二党の地位を占め、四月一七日には平仮名・口語体の憲法改正案正文が発表される。五月の極東国際軍事裁判開始を横目に見ながら、曲折を経て

五月二日には吉田茂が組閣。六月一日、キナンン主席検事はヒロヒトの戦犯訴追を見送ると表明、六月二〇日、第九〇帝國議會が開会する。憲法改正草案はわずか約二ヶ月の審議で衆議院を通過、一〇月初頭の貴族院での修整を経て、一月三日に公布される、というスケジュールをとったのは、よく知られる通りである。

現在の読者は、GHQが、システムとしての天皇制というよりはヒロヒト個人を「政治的な理由」「政治的嗅覚」で見し、利用しようと考えたことを知っている。そして、現在から見れば〈三月六日草案〉が「君主制をめぐる国民の論議が実際に始まる前に、その余地をふさいでしまった」(ビックス)^①こと、「戦後日本の体制の骨格をほぼ確定」(米谷匡史)^②させたことを知っている。ただ、それ自体は、丹念に資料を追えば、同時代レベルでもあとづけられることはできる。よく知られているようにGHQは、〈三月六日草案〉への自らの関与を重要な検閲事項としていたが、その事実を示唆する記事は相当数見出せる。^③宮沢俊義は「政府案が国民主権主義を採用したのは決して単なるアメリカの模倣ではない」が、「その表現や、そのほかの草案の規定には模倣と評せられ得るものがきわめて多い」とシラを切る(「八月革命と国民主権主義」『世界文化』一九四六・五)。先掲の木下半治も、〈三月六日草案〉の発表は「日本の「民主化」の限度及び形態に対する日本国民の認識が、連合国——特にマッカーサー司令部の基準よりみて、いかに低かったかをはからずも露呈した」と書く。一九四六年三月八日付け『毎日』は、「民主日本再建の国家基本法たる憲法改正の政府草案はマ司令部の全き了解の下に決定された」と端的に言及しつつ、「天皇制に関し論議は続けられるとしても政治問題としては一応の終止符を打」ったという観測記事を掲げている(「天皇制論に終止符か」)。実際、この後の戦争責任論と天皇制論議のフェイズは、制度としての維持のレベルから、天皇にどんな権限・権威を残すのかという問題と、ヒロヒト個人の退位問題に推移していったのである。

だから、坂口安吾の見通しは相当に甘いし、彼は同時代言説の迂闊な読み手だったと見ることはできる。けれど、彼の予測と期待を、まったく無根拠なものと否定することも難しい。なぜなら、形式的には〈三月六日草案〉はあくまで草案

であり、政府提出の原案に過ぎないとも言えたからである。そもそもなぜ宮沢俊義が、詭弁めいたフィクションを作ったまで、〈八・一五〉を「憲法上からいえば、ひとつの革命」〔八月革命と国民主権主義〕だと言挙げせねばならなかったのか。それは、旧帝国憲法の改正規定に則り、旧憲法下の議會で審議することを理屈づけようとしたからだ。これは単なる手続きの問題ではない。宮沢の師である美濃部達吉は、まるで法学者として譲れぬ一線があると言うかのように、政府が専断で草案作成を行った（と表明した）ことに疑義を呈する。美濃部は、ポツダム宣言の意を体するなら、むしろ「広く民間の諸政党又は其の他の諸文化団体から、選挙又は政府の銓衡に依り学識経験に富める代表委員を選出し、之を以て憲法改正審議会とでも称すべき委員会を組織」するところから始めるべきだ、と強い調子で主張していた（『憲法改正の基本問題』『世界文化』一九四六・五）。

まさにこうした手続きレベルでの批判を回避するために、政府案の内容的な先進性がアピールされたし、第九〇帝國議會の開会にあたって、マッカーサーの声明は草案の徹底した審議の必要性に言及したのだった。そして実際に、「マ司令部」の「日本を指導鞭撻し、平和的、民主的日本の再建のための好意」に報いるためにも、「草案の率直なる批判を述べ、希望的意見を述べ」とした高野岩三郎（『第一に「国民宣言」即位に議會の承認を』『毎日』一九四六・三・八）をはじめ、いくつかの修整提案はなされていた。議會審議の段階でも、有名な〈菅田修正〉など、重要な追加や改訂がなされた。法的・形式的は〈三月六日草案〉は一つの出发点であり、さらなる改変や改善の可能性は確かにあったのである。

だが、時間の経過は、この改訂可能性をどんどん狭めていった。おそらく、「墮落論」以後の論点と語り方の移動は、こうした事情にかかわっている。安吾は、『文学時標』一九四六年六月号に「天皇小論」という小文を書いている。分量的には短いが、さまざまな点で「墮落論」と「統墮落論」の間をつなぐ重要なエッセイである。「日本は天皇によって終戦の混乱から救われたというが常識であるが、之は嘘だ」と稿を起す安吾は、「政治家」と「人民」が「なんとかうまく戦争をやめたい」という内心の切なる願いを天皇を道具とすることで表現した「封建的欺瞞」について、苦々しげに語っ

ている。

日本の知性の中から封建的欺瞞をとりさるるためには天皇をたゞの天皇家になって貰うことがどうしても必要で、歴代の山陵や三種の神器なども科学の当然な検討の対象としてすべて神格をとり去ることが絶対的に必要だ。科学の前に公平な一人間となるのが日本の歴史的發展のために必要欠くべからざることなのであり、科学の前に裸となりたゞの人間となっても、尚、日本人の生活に天皇制が必要であつたら、必要に応じた天皇制をつくるがよい。人間天皇は機関として存否を論ぜられるのは当然であるが、単純に政治的にのみ論ぜられるべきではなく、一応科学の前で裸の人間にした上で、更に宗教的な深さに戻って考察せられることが必要だと思う。

「社会主義政党」が選挙戦術のために「天皇制を支持」したことを強く批判する一節から、ある程度の執筆時期の推定が可能だが、「天皇をたゞの天皇家になって貰うこと」（傍点は引用者）の必要を説く安吾が、一月の年頭詔書の内容を踏まえていることに留意したい。よく知られている通り、ヒロヒトは自分が「現御神」であることは否定したが、自らが「皇祖皇宗」の裔だという点には一切言及していない（つまり否定していない）。「歴代の山陵や三種の神器」の学術的検証を主張する安吾は、たんに「たゞの人間」にするだけでなく、その神話的系譜自体を世俗的な批判の対象にすべきだ、と言っているのだ。だが、この段階でもなお彼は、制度としての天皇制の可否には結論を出していない。安吾が明確に天皇制廃棄を主張したのは、〈日本国憲法〉公布がほぼ見えた段階で書かれただろう「統墮落論」からなのである。

先に述べておいたように、「墮落論」と「統墮落論」では、「私」「我々」と称する話者の位置どりに差異がある。「墮落論」では「我々は靖国神社の下を電車が曲るたびに頭を下げさせられる馬鹿らしさには閉口したが、或種の人々にとつては、そうすることによってしか自分を感じる事が出来ない」と、「我々」——「或種の人々」を対比することで、天皇

や軍隊の權威を有り難がる人々を少数派として括りだし、そうではない存在としての「我々」を析出する操作を行っている。その上で、そのような「我々」として、時と所を変えれば似たようなことをやっている、という重要な論点につなげている。他方「統墮落論」では、話者のスタンスはいささか不安定である。「日本の精神そのものが耐乏の精神であり、變化を欲せず、進歩を欲せず、憧憬讚美が過去へむけられ、たまさかに現れいでる進歩的精神はこの耐乏的反動精神の一撃を受けて常に過去へ引き戻されてしまう」「日本全体が、日本の根柢そのものが、かくの如く馬鹿げきっている」等、「日本」「日本人」総体を手厳しく攻撃する言辭があると思えば、「我等國民は戦争をやめたくて仕方がなかったのではないか」「我々、國民はさのみ天皇を崇拜しないが、天皇を利用することには押れて」いるともあって、つまりは自身も「狡猾」な「國民」意識から自由でない、と受け取れる言葉も読まれる。

おそらく、「統墮落論」の安吾は憤っているのである。結果して制憲議會となった第九〇帝國議會で「いまだに代議士諸公は天皇制について皇室の尊嚴など、馬鹿げきったことを言い、大騒ぎをしている」様子に。「藤原氏の昔」から進歩のない、「最も天皇を冒瀆する者が最も天皇を崇拜」する構図が反復されているにもかかわらず、「國民は又、概ねそれを支持している」という現実に。くり返すが、安吾は天皇制なかりせば「人性の正しい開花」が訪れると言っていない。「天皇制というカラクリを打破して新しい制度をつくっても」所詮「カラクリ」の一つでしかないという考えは一貫している。彼の主張は、天皇制の存在が、彼の考える「人性の正しい開花」を妨げる障碍である、という一事である。彼にとつて天皇制廃棄は、いわゆる必要条件ではない。

坂口安吾は、〈三月六日草案〉に、他の多くの人々のように〈始まり〉を見たのだった。そして「私はたゞ人間を愛す」〔デカダン文学論〕『新潮』一九四六・一〇と書いた彼は、「國民」「日本人」が、敗戦の現実を自ら、真の出発の機会とすることに期待をかけたに相違ない。「統墮落論」の憤りには、予測と希望を裏切られた、やり場のないやりきれない思いも含まれているように思う。

くり返すが、巨視的に見れば、安吾は事態を見誤っていた。当時を生きた人々の切実な関心は生存の維持であり、明日の食糧の確保だった。それが、同じく自らの生存のために食糧供出を渋る〈地方〉の人々に対する嫉視と憤懣として表明されたし、逆に〈地方〉の人々は、この機会に、長い間発展や成長から置き去りにされてきたという思いを都市住民にぶつけてもいた。安吾が考えたような〈始まり〉は、軍部にすべて責任を帰し、〈たまされた〉〈何も知らされなかった〉ヒロヒトを免責することで、同じ理屈で自らを免責した〈国民〉たちによって回避された。議会では、抽象論や法技術論に時間が割かれ、真剣な検討以上に、とにかく早く公布・成立にこぎつけることの方が念願された。古閑彰一の言を借りれば、実のところ「議員たちは「押しつけ」を知らないで議論したのではなく、それとは逆にGHQの意向やアメリカ憲法を見ながら」「擦りより」を演じたのである。¹⁴⁾

情報の限界もあって、安吾は米日合作の戦後体制の成立プロセスには目が届かなかった。しかし、ラディカルな〈始まり〉を希求した彼は、敗戦処理の過程に「軍部日本人合作」の一事を見てとり、「日本人」「国民」が戦争責任の追及をおざなりにした・〈始まり〉を本当には始めなかったという事実を突きつける。近年の占領史研究の進展は、密室で、米日双方の当局者たちが長く粘り強い交渉を行っていたこと・それが米日の〈戦後〉を形づくる基盤となっていたことを教えてくれる。しかしそれはあくまで、権力と情報を占有した者たちのレベルの話である。安吾の議論の揺らぎは、敗戦後の〈始まり〉には、小さくない介入の余地があったことを教えてくれる。

4 未発の原点

先立つ論考（「坂口安吾の戦後天皇論（一）」『大妻国文』二〇〇七・三）でわたしは、サンフランシスコ講和条約締結前後の一九五一年の安吾に、敗戦以後の自己の文業を総括する視点が存在することを指摘し、単独講和―占領解除を控え、

再びヒロヒト退位論・アキヒト即位論がくすぶり始めた情勢の中で、安吾は改めて「墮落論」的な状況と直面したのではないかと論じた。わたしとしては、一連の議論を「文学は色々に読まれる」が、「その結果が、作家の思いよらざる社会的影響をひき起した場合にも、作家は尚、社会的責任を負うべきもの、と私は信ずる」(『文学の社会的責任と抗議の在り方』『世界日報』一九四八・六・二八)と述べた安吾の一貫性をあとづけたものと考えている。だが、いずれにしても、特定の時期の言説にのみ着意したものでしかない。今後、わたしが取り上げなかった時期のテクストの検討や安吾の〈戦後〉観総体の検討と合わせ、本稿の枠組み自体の妥当性を問う必要があるだろう。その機会が別稿として、最後に、敗戦後の時間に未発の原点を呼び寄せようとした安吾が、一つの映像を拠り所としていた可能性について述べておきたい。

敗戦直後の安吾は、たびたび、この戦争の敗北は予測されていたし、日本は敗北すべきだったと語っている。「困苦耐乏に耐える道徳」などという「馬鹿げた精神」に支配された「日本はどうしても敗け破れ破滅する必要がある」(『デカダン文学論』)。開戦の日、「十二月八日」に「私は日本の滅亡を信じ、私自身の滅亡を確信した」「日本は負ける、否、亡びる。そして、祖国と共に余も亡びる、と諦めていた」(『ぐうたら戦記』『文化展望』一九四七・一)。せめて戦争の最終局面まで東京に残って、「東京が敵軍に包囲されドンドンガラガラ地軸をひっかき廻し地獄の騒ぎをやらかした果に白旗があがったとき、モグラみたいにヒョッコリ顔をだしてやろうと考えていた」(『魔の退屈』『太平』一九四六・一〇)。

だが、このようなことは、敗戦後なら誰もが口にできたことである。とくに、占領下の言論の場でヘゲモニーを握ろうと考えた書き手たちは、さまざまな過去の〈予言〉を持ち出し、自らの先見性を誇った。だが、少なくとも安吾は、他の機会主義的な発言者とは異なっているとわたしは思う。先掲「ぐうたら戦記」は、一九四一年二月八日の彼自身を書いたと思しき文だが、内容的には、戦時下の作「真珠」(『文藝』一九四二・六)のそれとほぼ重なっている。そして、その「真珠」には、次の一節がある。対米英蘭開戦当日、友人「ガランドウ」の土器発掘につきあった後、二宮で鮪を肴に酒を飲む「僕」は、こう考える。「必ず、空襲があると思った。敵は世界に誇る大型飛行機の生産国である。四方に基地も

持っている。ハワイをやられて、引込んでいる筈はない。多分、敵機の編隊は今、太平洋上を飛んでいる」と考える。こうした内容の作が、未だ〈赫々たる戦果〉が大々的に報じられていた時期に書かれたことは重要である。「私はつまり各国の戦力、機械力というものを当時可能な頂点に於て考えていた」(『ぐうたら戦記』)という安吾の言葉は嘘ではない。一二月八日ハワイ沖の「特別攻撃隊」の面々に「あなた方」と呼びかける安吾は、このときすでに、空襲に怯えていたのである。

それだけではない。「真珠」に先立つ「日本文化私観」(『現代文学』一九四二・三)には、驚くべき描写が刻まれている。

城跡は丘に壕をめぐらし、上から下まで、空壕の中も、一面に、爆破した瓦が累々と崩れ重っている。茫々たる廢墟で一木一草をとどめず、さまよう犬の影すらもない。四周に板囲いをして、おまけに鉄条網のようなものを張りめぐらし、離れた所に見張所もあったが、唯このために丹波路遙々(でもないが)汽車に揺られて来たのだから、豈目的を達せずんばあるべからずと、鉄条網を乗り越えて、王仁三郎の夢の跡へ踏み込んだ。(略)雪が激しくなり、廢墟の瓦につきもりはじめていた。目星しいものは爆破の前に没収されて影をとどめず、ただ、頂上の瓦には成程金線の模様のはいつた瓦があったり、酒樽ぐらいの石像の首が石段の上にごろがっていたり、王仁三郎に奉仕した三十何人の妾達がいたと思われる中腹の夥しい小部屋のあたりに、中庭の若干の風景が残り、そこにも、いくつかの石像が潰れていた。とにかく、こくめいの上にもこくめいに叩き潰されている。

描かれたのは、弾圧後の大本教本部跡の情景である。だが、書き置かれた言葉それ自体をよく見てみよう。まるでこれは、安吾が夢想したという、決戦以後の東京中心部の姿ではないか。沖繩以外の列島各地も激烈な地上戦の舞台となり、

当然東京も戦場となり、政府機能が崩壊するか疎開するかしたあとでのそのそと穴ぐらから顔をのぞかせた人物の見る東京とは、たぶんこのような光景であったはずである。そして、「白旗」が揚がった後の占領下では、かつて天皇が住んだ宮殿は「こくめいの上にもこくめいに叩き潰され」る措置がとられたのではないか。大本教と天皇制との類比性を踏まえて考えても、安吾は、とてもまがまがしい予知夢を思い描いているように思う。

安吾の考える黙示録的な再生のビジョンは、いささかロマン主義的に過ぎるかも知れない。しかし、そんな〈始まり〉のイメージを持っていたからこそ、他動的な破壊の結果としてでなく、自ら「墮ちる」ことの意義と必要を論じることができたとも言える。安吾にとっての〈始まり〉とは、起こらなかつた統治機構の全的な破壊を幻視することから生まれた発想なのである。

〔付記〕 本稿は、第九回坂口安吾研究会での発表（「ざわめく偽史たちの饗宴」二〇〇四年九月二五日）の一部を發展させたものである。会場で貴重なご意見をたまわった坂口安吾研究会の諸氏に感謝したい。坂口安吾のテキストは、筑摩書房版（一九九八）を使用し、引用文の表記は適宜通行のものに改めている。

注

- (1) 「続墮落論」は、実業之日本社『文学季刊』一九四六年二月号に「墮落論」という表題で発表、のち評論集『墮落論』（銀座出版社、一九四七・六）に収録される際、「続墮落論」と改題されている。以後、全集類ではすべて「続墮落論」として収録されている。
- (2) 神谷忠孝「墮落論」（『国文学解釈と鑑賞』一九九三・二）
- (3) 城殿智行「墮落論」（『国文学解釈と鑑賞別冊 坂口安吾事典（作品編）』二〇〇一・九）
- (4) 永井陽之助『柔構造社会と暴力』（中央公論社、一九七二）

- (5) 七北数人『評伝坂口安吾 魂の事件簿』(集英社、二〇〇二)
- (6) 米谷匡史「丸山真男と戦後日本 戦後民主主義の〈始まり〉をめぐる」(情況出版編『丸山真男を読む』情況出版、一九九七)
- (7) 古閑彰一『新憲法の誕生』(中公文庫、一九九五)
- (8) 注(2)、神谷前掲論文。
- (9) 同様の発想は、「罌堂小論」(発表誌・年次不明、ただし一九四五年と推定)にも見られるが、宮澤隆義によれば、安吾は一九三〇年代の段階で政治体制の変革と人間性の変化とは相応しない、という考え方を確立していた(「坂口安吾と「新しい人間」論」『日本近代文学』二〇〇七・一一)。このことは、安吾が二〇世紀初頭の革命の思想にリアル・タイムで触れ合っていたことを意味する。
- (10) 林淑美「坂口安吾と戸坂潤——「墮落論」と「道徳論」のあいだ」(『昭和イデオロギー 思想としての文学』平凡社、二〇〇五)
- (11) ハーバート・ビックス(岡部・川島・永井訳)『昭和天皇 下』(講談社学術文庫、二〇〇五)
- (12) 注(6)、米谷前掲論文。
- (13) 有山輝雄「新憲法制定とマスメディア」(『メディア史研究』一九九五・二)によれば、「GHQとしては、憲法が日本国民に強制された外国製文書であるといった批判は決して認めることができません、そうした批判に眼を光らせていた」が、CCDの統計によれば、憲法にかんする検閲違反件数は他の話題に比べて少ない。有山はその点に「GHQの統制に従い自己保全をはかる」とする日本の新聞の「従順さ」を見ている。
- (14) 古閑彰一「憲法制定過程から何を学ぶべきか」(『世界』二〇〇〇・六)